



発行 東京都

目次

- 健康増進法施行細則の一部を改正する規則…（福祉保健局保健政策部健康推進課）…一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可…（都市整備局市街地整備部区画整理課）…一
- 建築基準法による道路の指定の変更…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（四件）…（同）…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（同）…七
- 東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（十）の別に定める「くろまぐろ」…（産業労働局農林水産部水産課）…八
- 保安林の指定予定…（産業労働局農林水産部森林課）…九
- 河川区域の変更による廃川敷地等…（建設局河川部指導調整課）…九
- 開発行為に関する工事完了…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）…（産業労働局商工部地域産業振興課）…二

公告

規則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月三日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第十号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成十五年東京都規則第五百五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第二十九条第二項」を「第六十三条第二項」に、「第三十二条第三項」を「第六十六条第三項」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告示

東京都告示第二百三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定に基づき野津田東土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月三日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

野津田東土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十年五月二十一日から令和二年三月三十一日まで

三 施行地区

町田市野津田町字松葉、綾部前、袋、川島、袋ノ上の各一部

四 事務所の所在地

町田市野津田町千五十八番地

五 設立認可の年月日

平成十年五月二十一日

六 変更の内容

事業施行期間を令和三年三月三十一日まで延長する。

七 変更認可の年月日

令和二年三月三日

●東京都告示第二百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和二年二月六日

武蔵村山市榎三丁目百七番地先及び三ツ藤一丁目百二十二番十の

一部
延長
四・二〇
幅員
三・六四

●東京都告示第二百四十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月三日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区塩浜二丁目地内)

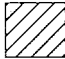
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、江東区塩浜二丁目1番16の最北端とする。

【格子の回転角度（84度6分18秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百四十二号

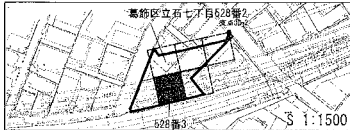
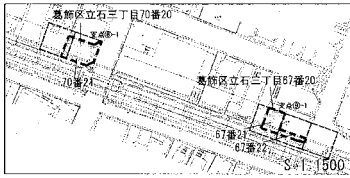
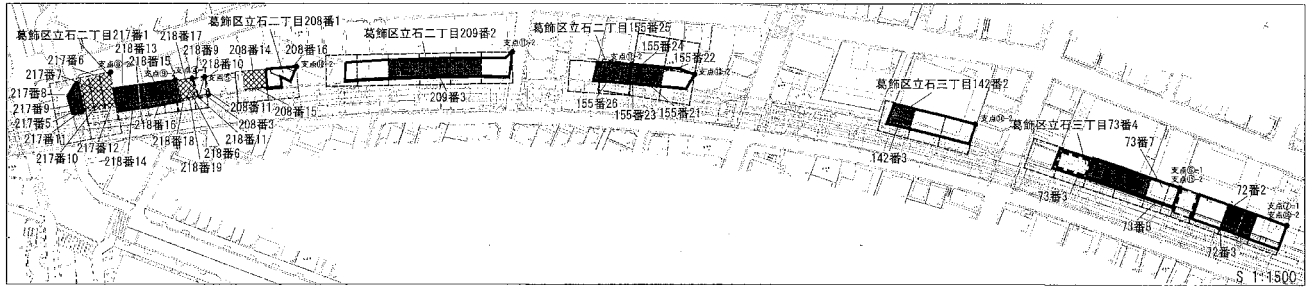
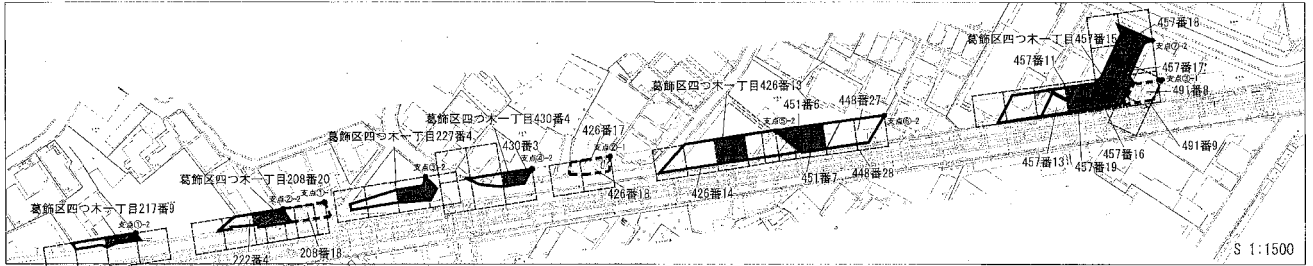
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百九号及び平成二十八年東京都告示第千四百二十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月三日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（葛飾区立石二丁目内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 凡例
- 指定を解除する区域
 - 単位区區線
 - 筆境界線
 - 調査対象地
 - 形状変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第1208号で指定された区域)
 - 形状変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第1426号で指定された区域)

(支点) (平成28年東京都告示第1209号で指定された区域)

支点	X座標	Y座標
支点①-1	-28961.895	697.192
支点②-1	-28900.134	788.165
支点③-1	-28685.777	907.376
支点④-1	-28596.037	1014.262
支点⑤-1	-28583.298	1017.846
支点①-2	-28458.533	1304.085
支点②-2	-28450.924	1339.380
支点③-2	-28430.117	1384.389
支点④-2	-28426.106	1451.730

(支点) (平成28年東京都告示第1426号で指定された区域)

支点	X座標	Y座標
支点①-2	-28901.794	650.985
支点②-2	-28870.074	687.716
支点③-2	-28637.452	721.437
支点④-2	-28617.185	749.144
支点⑤-2	-28765.847	809.138
支点①-2	-28742.828	838.906
支点②-2	-28676.896	897.765
支点③-2	-28608.344	990.759
支点④-2	-28599.553	1009.941
支点⑤-2	-28575.167	1041.129
支点①-2	-28534.825	1087.701
支点②-2	-28517.683	1132.948
支点③-2	-28508.693	1162.173
支点④-2	-28475.842	1237.254
支点⑤-2	-28458.577	1304.164
支点①-2	-28450.929	1338.652
支点②-2	-28254.417	1806.755

(格子の回転角度) (平成28年東京都告示第1208号で指定された区域)

支点	角度	支点	角度
支点①-1	56度47分38秒	支点⑥-1	84度31分56秒
支点②-1	57度8分52秒	支点⑦-1	85度47分54秒
支点③-1	83度48分17秒	支点⑧-1	55度5分20秒
支点④-1	59度0分54秒	支点⑨-1	85度43分15秒
支点⑤-1	59度3分58秒		

(格子の回転角度) (平成28年東京都告示第1426号で指定された区域)

支点	角度	支点	角度
支点①-2	56度47分38秒	支点⑥-2	60度50分49秒
支点②-2	56度47分32秒	支点⑦-2	64度55分33秒
支点③-2	56度47分38秒	支点⑧-2	69度47分17秒
支点④-2	57度2分17秒	支点⑨-2	75度13分32秒
支点⑤-2	57度30分34秒	支点⑩-2	80度47分9秒
支点⑥-2	58度10分46秒	支点⑪-2	84度30分45秒
支点⑦-2	58度10分46秒	支点⑫-2	85度47分51秒
支点⑧-2	55度6分20秒	支点⑬-2	53度33分29秒
支点⑨-2	57度58分6秒		

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百四十三号
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第百三十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月三日
 東京都知事 小 池 百合子

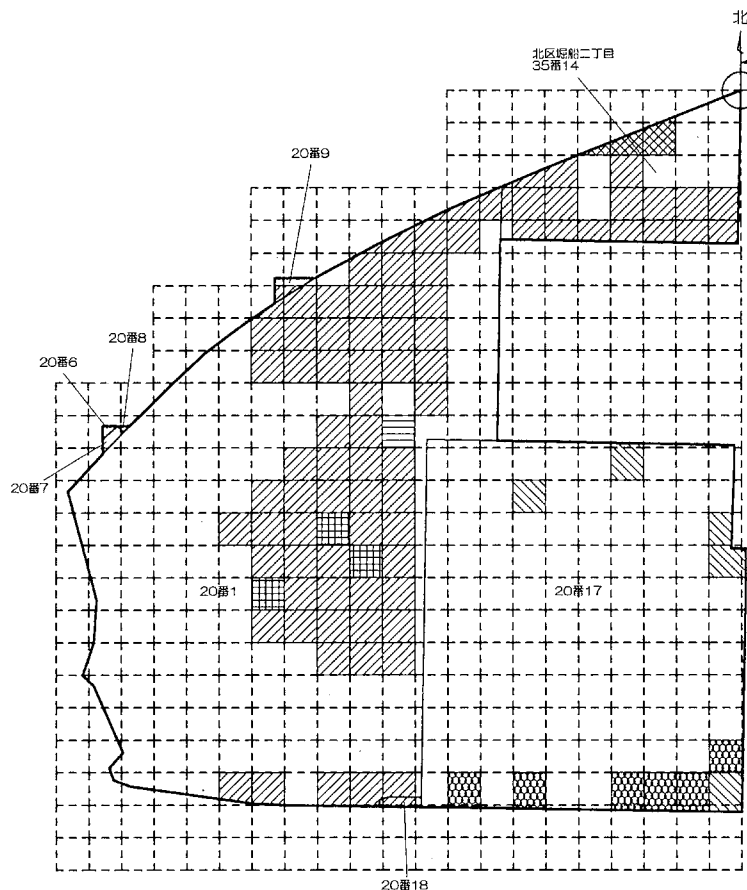
一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区堀船二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡	例
	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域 (平成24年東京都告示第1518号により指定した区域)
	形質変更時要届出区域 (平成24年東京都告示第1677号により指定した区域)
	形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第789号により指定した区域)
	形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第132号により指定した区域)
	形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第849号により指定した区域)
	指定を解除する区域

【支点】
支点は、北区堀船二丁目35番14の最北端とする。

【格子の回転角度（89度34分18秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千三百二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月三日

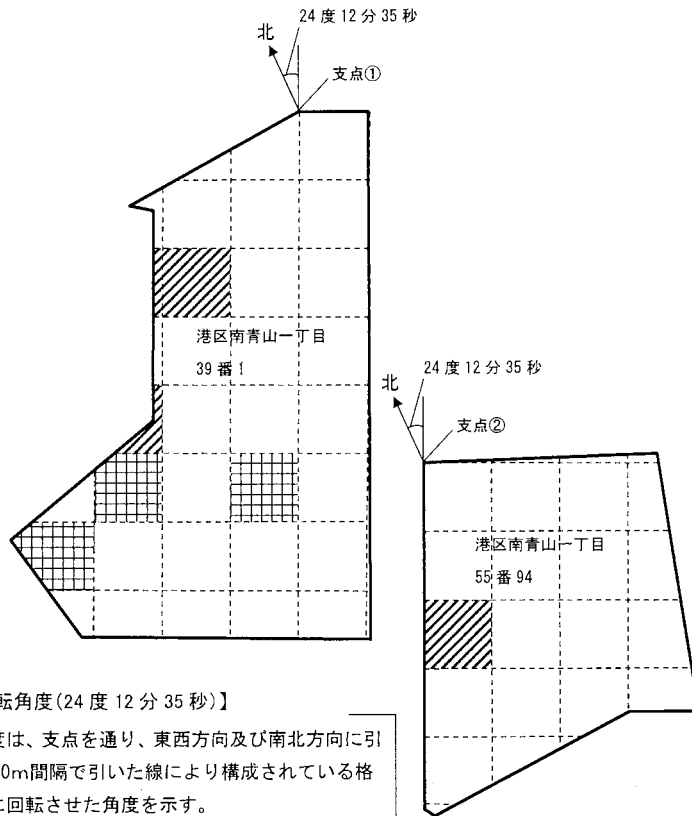
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区南青山一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点①、支点②の格子の回転角度(24度12分35秒)】

支点①、支点②の格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界及び筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
- 指定を解除する区域

【支点】

支点①は港区南青山一丁目39番1の最北端とする。
 支点②は港区南青山一丁目55番94の最北端とする。

●東京都告示第二百四十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第三百五十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

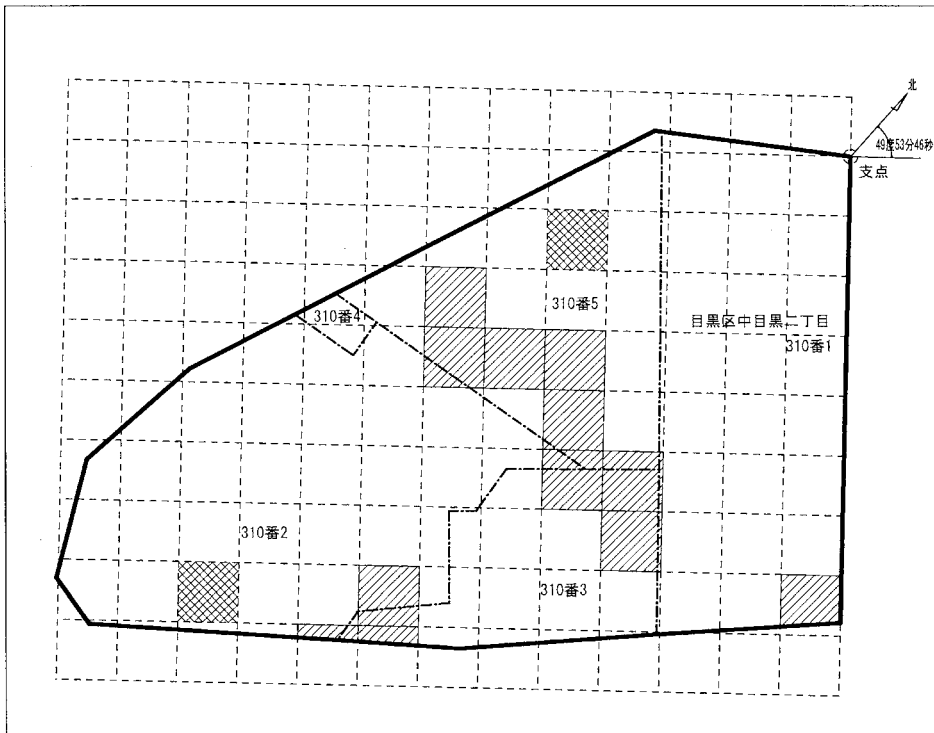
一 指定を解除する区域 別図のとおり(目黒区中目黒二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ この告示により指定を解除する区域
- ▧ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は目黒区中目黒二丁目
310番1の最北端とする。

【格子の回転角度（49度53分46秒）】

格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第八十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月三日

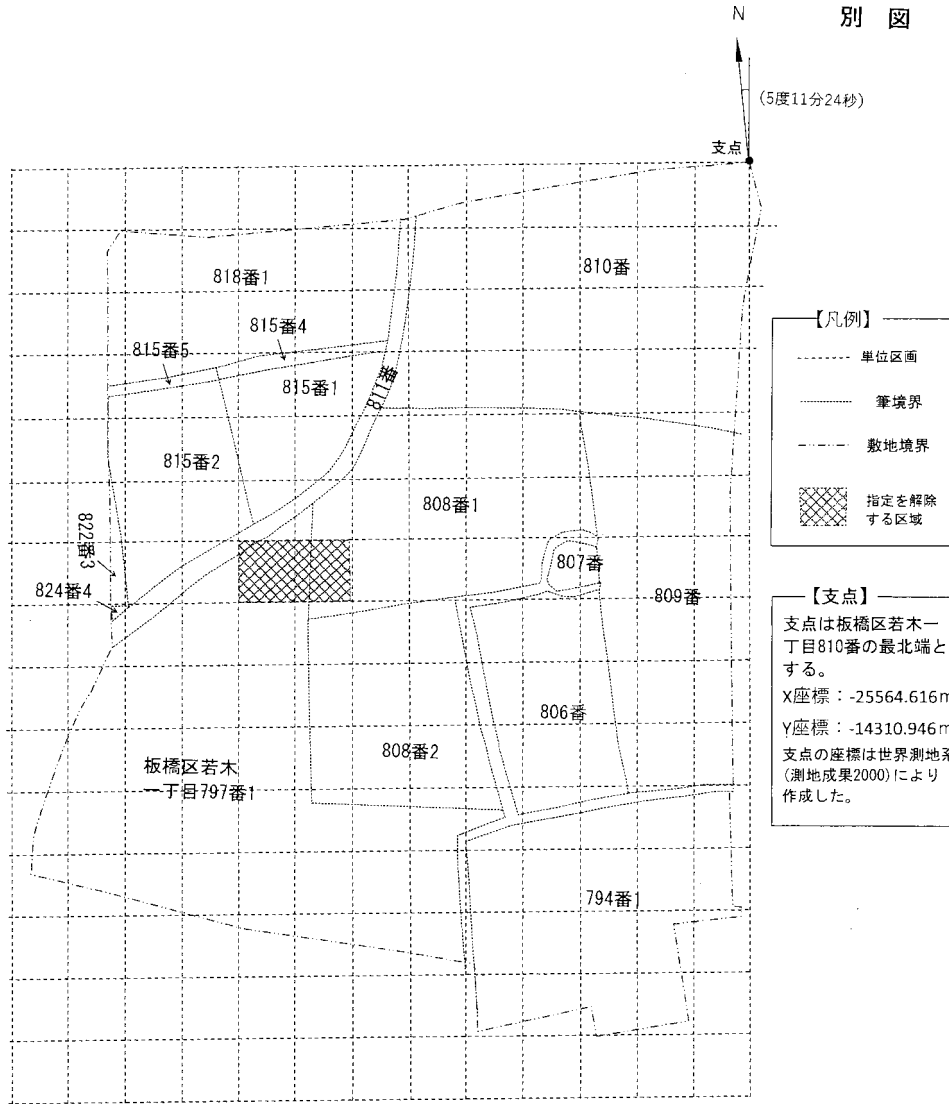
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区若木一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度(5度11分24秒)】

格子の回転角度は支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百四十七号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項及び第八項の規定に基づき、東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(令和二年一月二十三日東京都告示第七十号)一(十)の別に定める「くろまぐろ」の一部を令和二年一月二十一日付けで次のように変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和二年三月三日

東京都知事 小池 百合子

第2の表中「1. 6ト>」を「0. 6ト>」に改め、第

3中

8. 8ト>	12. 8ト>
--------	---------

を

8. 8ト>	13. 8ト>
--------	---------

に、

8. 8ト>	12. 8ト>
3. 8ト>	
1. 0ト>	
2. 0ト>	
2. 0ト>	

を

8. 8ト>	13. 8ト>
3. 8ト>	
1. 0ト>	
2. 0ト>	
2. 0ト>	

に改める。

●東京都告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和二年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市養沢字上養沢七八三番及び七八八番

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第二百四十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図書は、令和二年三月三日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川の名称

荒川水系一級河川白子川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和二年三月三日

三 廃川敷地等の位置

板橋区三園二丁目千三百十二番一地先から同所千三百十三番一地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

別図表示のとおり

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年三月三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵野市八幡町三丁目二百七十一番六、三百三番六、同番七、三百六番二、同番三、三百二十六番六及び同番七

西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

東久留米市本町一丁目六百四十九番一の一部、同番十、六百五十番五の一部及び同番六

武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳克

清瀬市中里三丁目九百二十八番一、同番一地先、同番五、九百三十番一、九百三十一番二十四、同番二十五の一部、九百四十一番二、九百四十二番一、九百四十三番二、九百四十五番三、九百四十六番二、九百四十七番三、九百四十八番二、九百五十番、九百五十一番一、同番三及び九百五十二番一

西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

三鷹市野崎三丁目三百八十七番一及び同番二

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

三鷹市新川四丁目四十二番二の一部及び同番二十六から同番三十五まで
三鷹市深大寺二丁目一番四号
聖建設株式会社
代表取締役 生駒 英則
西東京市田無町四丁目七番九号
株式会社藤和ハウス
代表取締役 小高 欣一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年三月三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和二年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 東急五反田ビル
- 二 店舗所在地 品川区東五反田二丁目一番二号
- 三 設置者名 東急株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号
- 五 変更前の設置者名 東京急行電鉄株式会社

- 六 変更後の設置者名 東急株式会社
- 七 変更前の設置者の代表者名 野本 弘文
- 八 変更後の設置者の代表者名 高橋 和夫
- 九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストア
- 十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか二十二名の氏名又は名称
- 十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストア
- 十二 変更前の小売業者の代表者名 川島 宏
- 十三 変更後の小売業者の代表者名 須田 清
- 十四 変更日 令和元年九月二日ほか
- 十五 届出日 令和二年一月三十一日
- 十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十七 縦覧期間 令和二年三月三日から同年七月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 葛西ショッピングセンター
- 二 店舗所在地 江戸川区西葛西三丁目九番十九号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号

<p>五 変更前の店舗所在地</p>	<p>江戸川区西葛西三丁目九番地十二</p>	<p>時までを除く。</p>
<p>六 変更後の店舗所在地</p>	<p>江戸川区西葛西三丁目九番十九号</p>	<p>十 縦覧期間</p>
<p>七 変更前の設置者の代表者名</p>	<p>常陰 均</p>	<p>十一 縦覧時間</p>
<p>八 変更後の設置者の代表者名</p>	<p>橋本 勝</p>	<p>十二 変更前の小売業者の住所</p>
<p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称</p>	<p>イオンリテール株式会社ほか十名の氏名又は名称</p>	<p>十三 変更後の小売業者の住所</p>
<p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称</p>	<p>イオンリテール株式会社ほか九名の氏名又は名称</p>	<p>十四 変更前の小売業者の代表者名</p>
<p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p>	<p>イオンリテール株式会社ほか三名</p>	<p>十五 変更後の小売業者の代表者名</p>
<p>十二 変更前の小売業者の住所</p>	<p>神奈川県平塚市田村八丁目二十一番九号(株式会社さが美)</p>	<p>十六 変更日</p>
<p>十三 変更後の小売業者の住所</p>	<p>神奈川県横浜市戸塚区川上町八十七番地四(株式会社さが美)</p>	<p>十七 届出日</p>
<p>十四 変更前の小売業者の代表者名</p>	<p>梅本 和典(イオンリテール株式会社) ほか</p>	<p>十八 縦覧場所</p>
<p>十五 変更後の小売業者の代表者名</p>	<p>井出 武美(イオンリテール株式会社) ほか</p>	<p>十九 縦覧期間</p>
<p>十六 変更日</p>	<p>令和元年七月十二日ほか</p>	<p>二十 縦覧時間</p>
<p>十七 届出日</p>	<p>令和二年二月五日</p>	
<p>十八 縦覧場所</p>	<p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	
<p>十九 縦覧期間</p>	<p>令和二年三月三日から同年七月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	
<p>二十 縦覧時間</p>	<p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時まで。</p>	

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社

郵便番号 113-0001

